

第1回広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業者選定部会 議事要旨

1 会議名

広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業者選定部会

2 開催日時

令和5年6月30日（金） 13:30～14:50

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第6会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

4 出席委員等

(1) 委員

湯崎俊彦(部会長)、中谷満美子(副部会長)、今川朱美、梶谷直毅、木原一郎

(2) 事務局

松尾地域活性化調整部長、三浦地域活性推進課長

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 優先交渉権者決定基準(案)について【非公開】

6 傍聴人の人数

0人(報道関係者を除く。)

7 部会資料

広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業者選定部会 委員名簿

第1回広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業者選定部会 配席表

資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

資料3 広島市情報公開条例(抜粋)

資料4 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業募集要項(案)(抜粋)【非公開】

資料5 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業要求水準書(案)(抜粋)【非公開】

資料6 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業審査基準書(案)【非公開】

参考資料1 安佐市民病院跡地の活用策について

参考資料2 安佐市民病院跡地の活用方針

参考資料3 安佐市民病院跡地の活用コンセプト及び多目的広場に確保する機能等について
(第15回安佐市民病院跡地活用推進協議会資料)

参考資料4 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業募集要項(案)【非公開】

参考資料5 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業要求水準書(案)【非公開】

参考資料6 様式17_技術提案書【非公開】

参考資料7 広島市安佐市民病院跡地多目的交流広場整備事業者の選定について(諮問)

8 発言要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

(事務局)

- ・ 資料1「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と記載している。指名推薦の方法で選任することとしてはどうか。

<「異議なし」の声あり>

(中谷委員)

- ・ 本部会で審議する多目的交流広場は、遊具や広場の整備など公園の要素が多くあると思うので、公園に関する事業を所管されている湯崎委員が、本部会の部会長にふさわしいのではないかと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(事務局)

- ・ それでは、湯崎委員は部会長に就任いただくこととし、ここからは、湯崎部会長に議事の進行をお願いします。

(湯崎部会長)

- ・ 議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については、私から推薦させていただきたいがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(湯崎部会長)

- ・ 副部会長には、安佐市民病院跡地の活用コンセプトに沿った、今後の運用も見据えて、市民活動の推進に係る事業を所管されている中谷委員にお願いしたいと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(湯崎部会長)

- ・ それでは、中谷委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

(湯崎部会長)

- ・ 次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 議事の公開の決定については、資料2「広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」の第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、同項第1号では「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」、第2号では「その他公にすることが不相当と認める場合」と記載している。

また、同条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第10条の準用規定により、『「会長」とあるのは「部会長」と読み替える』としている。

このため、議事(3)の公開の是非については、湯崎部会長に御判断していただきたいと考えているが、決定に当たって、議事の内容について、事務局から説明させていただく。

議事(3)の内容については、公募時に公開しない、優先交渉権者の評価に関する詳細な内容を含んでいる。

これは、広島市情報公開条例第7条第6号の「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

このことを踏まえて、御判断をいただきたい。

(湯崎部会長)

- ・ この判断に当たって、皆様から御意見及び御質問をいただきたい。

<意見・質問なし>

(湯崎部会長)

- ・ 議事(3)は、優先交渉権者の決定基準に係る内容ですので、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、公にすることが不相当と認められるものと思われるが、皆様はどうか。

<「異議なし」の声あり>

(湯崎部会長)

- ・ それでは、議事(3)の内容については、非公開にすることとする。

(3) 優先交渉権者決定基準(案)について

(非公開のため省略)